

注) 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年釧路市規則第４３号）による改正後の条文〔令和８年１２月２３日施行〕

○釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例施行規則

令和７年９月２５日

釧路市規則第４６号

（趣旨）

第１条 この規則は、釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（令和７年釧路市条例第３７号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（近隣区域の範囲）

第３条 条例第２条第８号アの規則で定める範囲は、次の各号に掲げる太陽光発電施設の出力の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ５０キロワット未満 事業区域の境界から１００メートル以内
- (2) ５０キロワット以上４万キロワット未満 事業区域の境界から３００メートル以内
- (3) ４万キロワット以上 事業区域の境界から１キロメートル以内

（禁止区域）

第４条 条例第６条第３項の規則で定める禁止区域は、次のとおりとする。

- (1) 砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第４項に規定する臨港地区及び同法第３７条第１項に規定する港湾隣接地域

- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 2 項第 1 号の森林の区域及び同法第 25 条第 1 項の保安林
 - (4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号ロに掲げる農地
 - (5) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の海岸保全区域
 - (6) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項の特別地域
 - (7) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
 - (8) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域、同法第 54 条第 1 項の河川保全区域及び同法第 56 条第 1 項の河川予定地
 - (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
 - (10) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
 - (12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の特別保護地区
- （事前協議）

第 5 条 申請予定者は、条例第 9 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、事業計画届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (2) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (3) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (4) 事業区域の位置図
- (5) 事業区域の区域図

- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 太陽光発電施設の構造図
- (8) 現況写真
- (9) 近隣区域の範囲を示した図面
- (10) 申請予定者の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第9条第3項の規定による通知は、事前協議終了通知書によるものとする。

3 条例第9条第4項の規定により公表する内容は、同条第1項の規定による届出の受理年月日並びに同条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項とする。

（住民等説明会）

第6条 申請予定者は、条例第11条第1項に規定する説明会（以下「住民等説明会」という。）の開催を予定する日の14日前までに、近隣住民等に対して、住民等説明会を開催する場所及び日時を投函又は戸別訪問により書面を配布する方法その他市長が適当と認める方法により通知しなければならない。

2 申請予定者は、住民等説明会において次に掲げる事項について説明しなければならない。

- (1) 実施しようとする太陽光事業の概要
- (2) 関係法令の遵守に関する事項
- (3) 事業区域についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
- (4) 周辺地域の安全、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
- (5) 実施しようとする太陽光事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事前協議において、市長が通知する事項

3 申請予定者は、住民等説明会において、近隣住民等からの質問等に回答

するための質疑応答の機会を確保しなければならない。

4 申請予定者は、住民等説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、太陽光発電施設を廃止するまでの間適切に保管しなければならない。

5 申請予定者は、住民等説明会の開催後、14日以上の期間を設けて当該住民等説明会に参加した近隣住民等からの質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって回答しなければならない。

6 条例第11条第3項の規定による届出は、住民等説明会の開催を予定する日の14日前までに、住民等説明会開催届により行わなければならない。

（設置事業の許可申請）

第7条 事業者は、条例第12条第1項の規定による申請を行うときは、設置事業許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (2) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (3) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (4) 事業区域の位置図
- (5) 事業区域の区域図
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 現況図
- (8) 現況写真
- (9) 土地求積図
- (10) 太陽光発電施設の構造図
- (11) 工事工程表
- (12) 事業者等の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (13) 住民等説明会に係る報告書
- (14) 関係機関との協議内容が確認できる書類
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第 12 条第 1 項の許可をしたとき又はしないときは、設置事業許可（不許可）通知書により、その旨を事業者に通知するものとする。

3 条例第 12 条第 2 項第 17 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第 12 条第 1 項の規定による申請を行う事業者が、当該申請に係る設置事業により設置する太陽光発電施設において、自ら発電事業を実施しない場合は、発電事業を行う者の氏名及び住所

(2) 発電事業により発電した電力の用途

4 条例第 12 条第 3 項の規定により公表する内容は、同条第 1 項の規定による申請の受理年月日並びに同条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 8 号に掲げる事項並びに同項第 16 号に規定する廃棄等費用の確保に関する計画の概要とする。

（設置許可の基準）

第 8 条 条例第 13 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項又は釧路市文化財保護条例（平成 17 年釧路市条例第 277 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された天然記念物に係る対応について、設置事業の着手に先立って必要となる関係機関との協議を終えていること。

(2) 条例第 12 条第 2 項の事業計画に条例第 10 条第 1 項に規定する保全計画が含まれる場合には、その内容が特定保全種の保全に重大な支障を生じないように配慮したものであると認められること。

(3) 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採その他の植生に影響を与える行為が、設置事業を実施する上で必要最小限であると認められること。

2 条例第 13 条第 1 項第 5 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の規模及び地形、太陽光発電施設に係る設備機器の種類、周

辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。

(2) 事業区域内の雨水の全量を、当該事業区域内において浸透処理すること。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られたときにあっては、既設の水路へ接続できるものであること。

(3) 1ヘクタール以上の事業区域において雨水流出の変化が予想される場合においては、防災調整池その他の流出抑制措置が講じられていること。

3 条例第13条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の中心から2メートル以上の敷地を確保していること。

(2) 車両の通行に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること。

(3) 大型車両の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

4 条例第13条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の近隣に建築物、公園、道路等（以下「建築物等」という。）がある場合は、太陽光発電施設により反射される太陽光が当該建築物等の利用に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること。

(2) 工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置が講じられていること。

(3) 近隣区域内に家屋がある場合は、太陽光発電施設から生じる低周波音を防止するための措置が講じられていること。

(4) 太陽光発電施設を適切に運用するための保守点検並びに太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。

(5) 太陽光発電施設の廃止後における当該太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。

(6) 設置事業を実施する時間、期間等が、近隣住民等の生活環境へ与える

影響が最小限となるものであること。

(7) 太陽光発電施設が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

（変更の許可等）

第9条 事業者は、条例第14条第1項の規定による申請を行うときは、設置事業変更許可申請書に事業計画の変更内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第14条第1項の許可をしたとき又はしないときは、設置事業変更許可（不許可）通知書により、その旨を事業者に通知するものとする。

3 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第12条第2項第1号に掲げる事項の変更

(2) 事業計画が条例第13条第1項各号のいずれにも該当するものであるか否かの審査に影響を与えるものでないことが明らかである当該事業計画の変更その他市長が事業計画の内容を再度審査する必要があると認めるもの

4 条例第14条第3項の規定による届出は、事業計画変更届によるものとし、市長は当該届出が前項第1号に係るものであるときは、第19条に規定する方法により、その内容を公表するものとする。

（技術的読替え等）

第10条 条例第14条第2項の規定による技術的読替えは、別表のとおりとする。

2 条例第14条第2項の規定により条例第9条及び第11条の規定を準用する場合における第5条及び第6条の規定の適用については、第5条第1項中「申請予定者は、条例第9条第1項」とあるのは「条例第14条第2項において準用する条例第9条第1項に規定する申請予定者（以下「申請予定者」という。）は、同項」と、「次に掲げる書類」とあるのは「事業

計画の変更内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類」と、第5条第2項中「条例第9条第3項」とあるのは「条例第14条第2項において準用する条例第9条第3項」と、第5条第3項中「条例第9条第4項」とあるのは「条例第14条第2項において準用する条例第9条第4項」と、第6条第1項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第14条第2項において準用する条例第11条第1項」と、第6条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び事業計画の変更内容」と、同項第6号中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第14条第2項において準用する条例第9条第1項」と、第6条第6項中「条例第11条第3項」とあるのは「条例第14条第2項において準用する条例第11条第3項」とする。

(標識)

第11条 条例第18条の標識には、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 設置事業を実施している期間 次に掲げる事項

- ア 設置事業を実施している旨
- イ 事業区域の所在地及び面積
- ウ 設置する太陽光発電施設の出力
- エ 設置事業を実施する者の氏名及び住所並びに連絡先
- オ 工事施工者の氏名及び住所並びに連絡先
- カ 設置事業の完了予定年月日

(2) 設置事業の完了後から太陽光発電施設を廃止するまでの間 次に掲げる事項

- ア 太陽光発電施設である旨
- イ 太陽光発電施設の名称及び所在地
- ウ 太陽光発電施設の出力
- エ 発電事業を実施する者の氏名及び住所並びに連絡先
- オ 保守点検責任者の氏名及び住所並びに連絡先

カ 太陽光発電施設の運転開始年月日

(着手の届出)

第 1 2 条 条例第 1 9 条第 1 項の規定による届出は、設置事業に着手する日の 1 0 日前までに、設置事業着手届により行わなければならない。

(完了の届出等)

第 1 3 条 条例第 2 0 条第 1 項前段の規定による届出は、設置事業が完了した日から起算して 1 4 日以内に、設置事業完了届により行わなければならない。

2 条例第 2 0 条第 1 項後段の規定による届出は、設置事業を廃止した日から起算して 1 4 日以内に、設置事業廃止届により行わなければならない。

(定期報告)

第 1 4 条 条例第 2 2 条第 1 項の規定による報告は、毎年度、市長が別に定める期日までに、維持管理状況等定期報告書により行わなければならない。

2 条例第 2 2 条第 2 項の規則で定める財務計算に関する諸表は、事業者が法人である場合に係る同条第 1 項の規定による報告をする日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書にあっては、事業者が作成している場合に限る。）とする。

(事故等の報告)

第 1 5 条 条例第 2 3 条の規定による報告は、同条の場合において速やかに、事故等報告書により行わなければならない。

(廃止等の届出)

第 1 6 条 条例第 2 4 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電施設を撤去しようとする日の 3 0 日前までに、廃止等届により行わなければならない。

2 条例第 2 4 条第 2 項の規定による届出は、太陽光発電施設の撤去が完了した日から起算して 1 0 日以内に、撤去完了届により行わなければならない。

(地位の承継に係る届出)

第 17 条 条例第 25 条第 2 項の規定による届出は、同条第 1 項の規定による承継の日から起算して 10 日以内に、地位承継届により行わなければならない。

（許可の取消し等の公表）

第 18 条 条例第 30 条第 1 項の規定による公表は、同項に規定する場合に至った経緯を明示して行うものとする。

（公表の方法）

第 19 条 条例第 9 条第 4 項及び第 11 条第 4 項（条例第 14 条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに条例第 12 条第 3 項、第 13 条第 4 項（条例第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 項、第 22 条第 4 項、第 24 条第 3 項、第 25 条第 3 項並びに第 30 条第 1 項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（様式）

第 20 条 この規則における申請書、通知書、届出書等の様式は、別に定める。

（委任）

第 21 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 6 日規則第 43 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 12 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例施行規則（第 16 条を除く。）の規定は、この規則の施行の日以後に行われる許可申請（釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（令和 7 年釧路市条例第 37 号）第 12 条第 1 項の規定による申請をいう。以下

同じ。)に係る太陽光事業について適用し、同日前に行われた許可申請に係る太陽光事業については、なお従前の例による。

別表

読み替える 条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条第 1 項	第 1 2 条第 1 項	第 1 4 条第 1 項
	を市長に	の変更内容を市長に
第 9 条第 2 項	には、次に掲げる事項を定めなければならない	は、第 1 2 条第 1 項の許可に係る事業計画をいう
第 9 条第 4 項	とする	とする。ただし、当該届出に係る事業計画の変更内容が第 2 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事項に係るものでないときは、この限りでない
第 1 0 条第 1 項	前条第 1 項	第 1 4 条第 2 項において準用する前条第 1 項
	届出のあった事業計画	変更内容の届出のあった事業計画について、当該変更後
	作成	作成又は修正
第 1 0 条第 2 項	作成	作成又は修正
第 1 1 条第 1 項	次条第 1 項	第 1 4 条第 1 項
第 1 3 条第 1 項	前条第 1 項	次条第 1 項
	設置許可	変更許可
	事業計画	変更後の事業計画
第 1 3 条第 1 項 第 3 号	第 1 6 条第 1 項	第 1 6 条第 5 項
	同項	同項において準用する同条第 1 項
	同条第 3 項	同条第 5 項において準用する同条第 3 項
第 1 3 条第 2 項	設置許可	変更許可
第 1 3 条第 2 項 第 1 号	第 1 1 条第 1 項	次条第 2 項において準用する第 1 1 条第 1 項
第 1 3 条第 3 項	設置許可	変更許可
第 1 3 条第 4 項	設置許可をしたとき又はしないときは、規則で定める	規則で定めるところにより、変更許可をしたときはそ

	ところにより、	の旨及び当該変更許可に係る事業計画の変更内容（前条第3項の規定により公表した内容に係るものに限る。）を、変更許可をしないときは
--	---------	---